

事業の仕組みの検証(案)

平成 2 9 年 3 月 1 4 日

農 林 水 産 省

目 次

1. 対象組織・対象農用地	
(1)活動組織の構成と区域の設定の考え方	 1
(2)活動組織の構成状況	 2
(3)活動組織の区域設定状況	 3
(4)対象農用地	 4
(5)活動組織数及び取組面積の推移	 5
2. 支援の要件等	
(1)地域活動指針に基づく支援の要件の考え方	 6
(2)地方裁量による活動項目及び要件の追加	 7
(3)活動別の取組状況	 11
3. 支援水準	
(1)支援単価の設定の考え方	 13
(2)支援単価と活動の実績について	 14
(3)交付金の使途	 15
4. 推進・実施体制	
(1)本対策の推進・実施体制について	 16

1. 対象組織・対象農用地

(1) 活動組織の構成と区域の設定の考え方

- 過疎化・高齢化・混住化等の進行に伴い、農業者だけでは農地・農業用水等の資源の保全管理が困難になっている実態を踏まえ、農地・水保全管理支払交付金では、共同活動は非農業者を含めた多様な主体の参画を要件としていた。
- しかしながら、非農業者が少ない地域等では、要件を満たすことが困難であったことから、多面的機能支払交付金では、取組の拡大を図るため、共同活動による農用地、水路、農道等の地域資源の基礎的な保全管理活動である「農地維持活動」については、農業者だけでも取り組めるようにしている。
- 本制度における活動組織の区域は、集落単位、水系単位、ほ場整備事業の事業実施単位など、共同作業に取り組みやすいまとまりを、それぞれの地域の事情に応じて設定することとしている。また、活動組織が協定を締結し、旧市区町村単位や市町村単位などで広域活動組織として取り組むこともできる。

① 活動組織の構成例

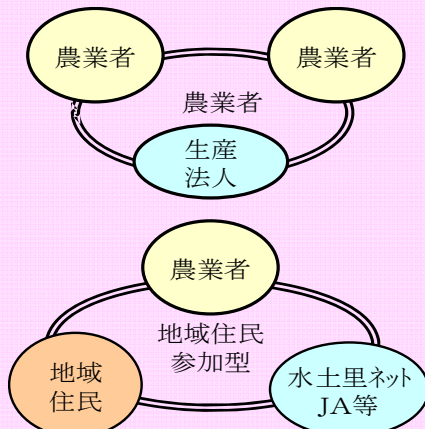
農地維持支払

○ 農業者のみで構成される活動組織

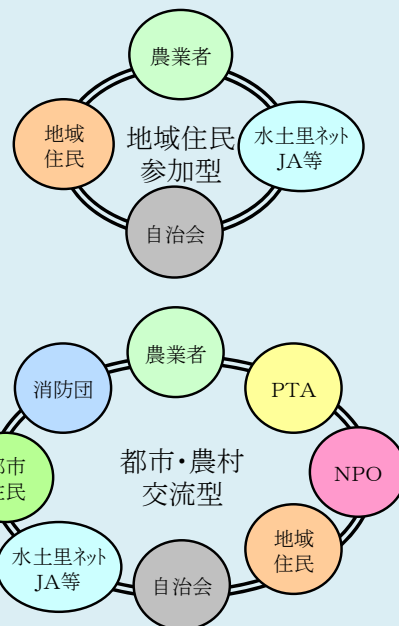
又は

農業者及びその他の者（地域住民、団体など）で構成される活動組織

○ 資源向上支払と同組織での取組が可能



資源向上支払



② 対象地域設定単位の例



1. 対象組織・対象農用地

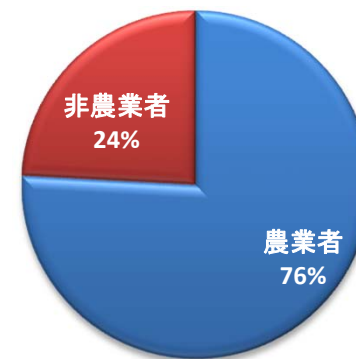
(2) 活動組織の構成状況

- 平成27年度において、全国の活動組織は、155万人の農業者と49万人の非農業者、2万の農業関係団体と13万の農業関係以外の団体の参画が得られている。
- また、農業者のみの構成員の活動組織の割合は、組織数で10%、取組面積で5%となっている。
- 構成員となっている団体は、自治会や子供会の参画率が高いほか、消防団や老人会などその他の団体の参画率も高い。

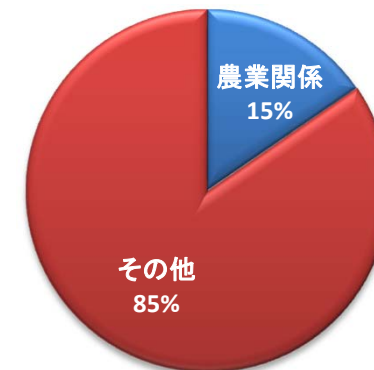
① 活動組織の構成員数(全国)

個人		団体	
農業者	非農業者	農業関係	その他
155万人	49万人	2万団体	13万団体
合計 219万人・団体			

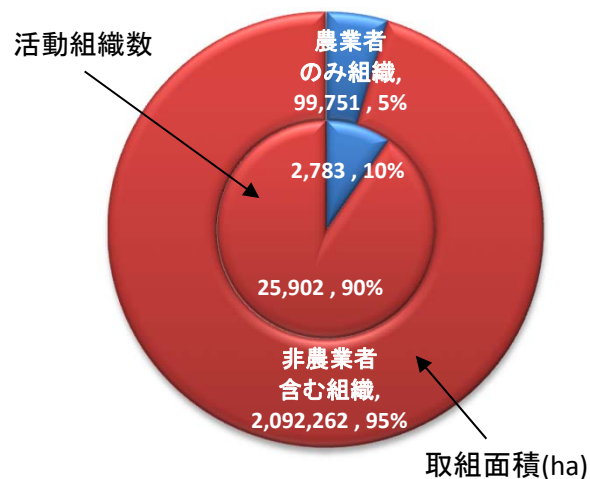
構成員(個人)



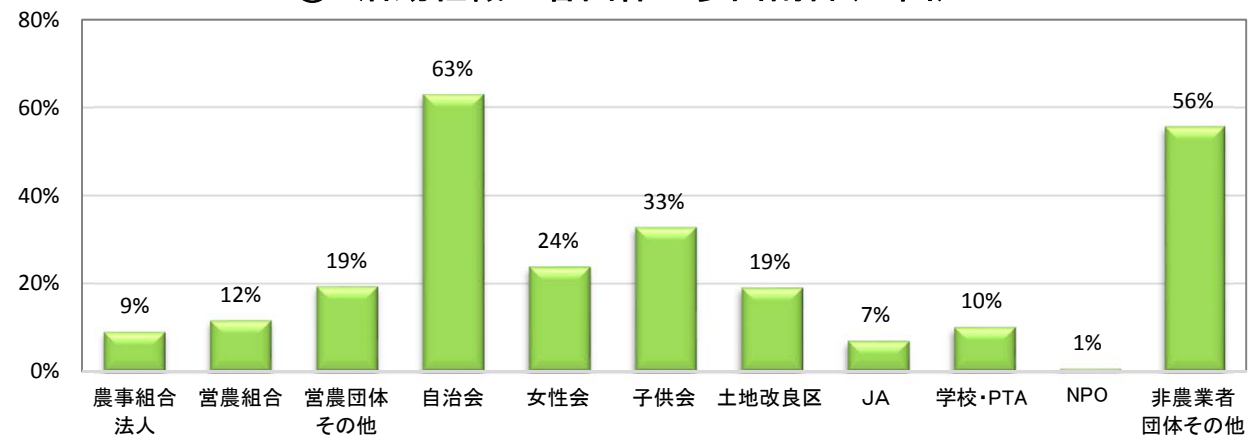
構成員(団体)



② 農業者のみ活動組織の割合(全国)



③ 活動組織の各団体の参画割合(全国)

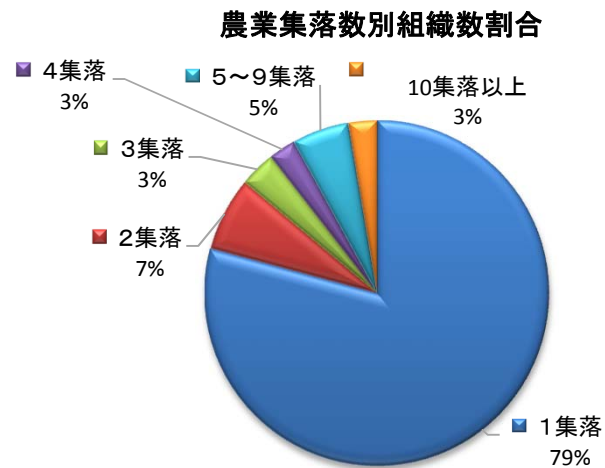


1. 対象組織・対象農用地

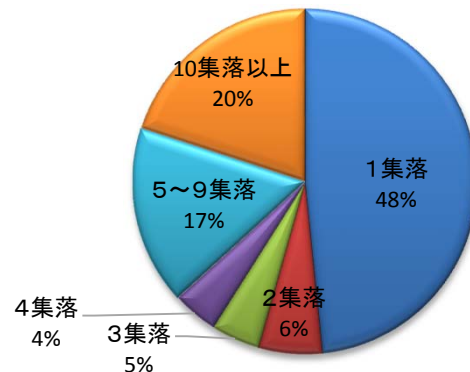
(3) 活動組織の区域設定状況

- 活動組織を構成する農業集落数については、1集落が最も多く(79%)、次いで、2集落(7%)、5～9集落(5%)となっている。また、農業集落数別の取組面積の割合については、1集落が48%、10集落以上が20%、5～9集落が17%を占めている。
- 取組面積規模別の活動組織数については、20～50haが最も多く1万4百組織、次いで20ha未満が9千8百組織、50～100haが4千7百組織となっている。

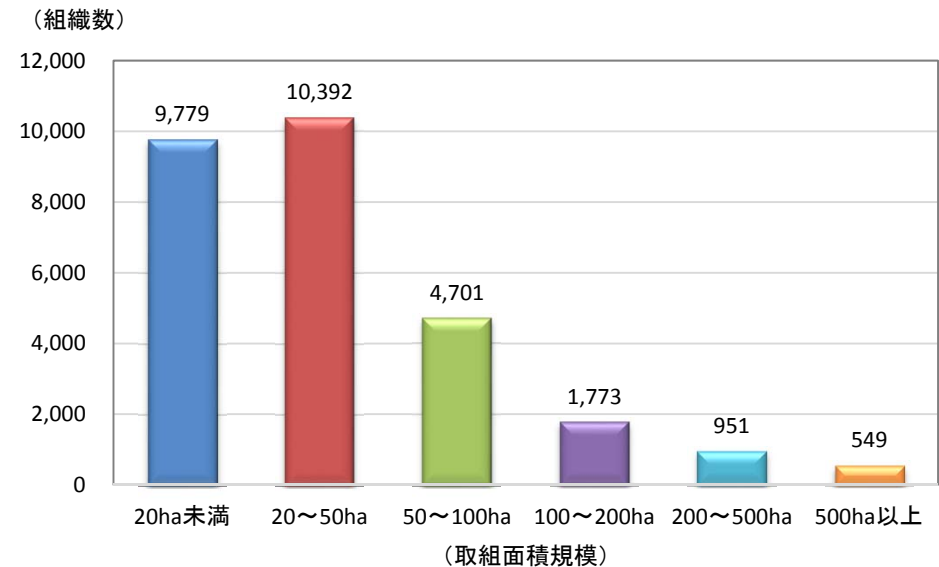
① 農業集落数別地区数割合(全国)



農業集落数別組織の取組面積割合



② 取組面積規模別活動組織数(全国)



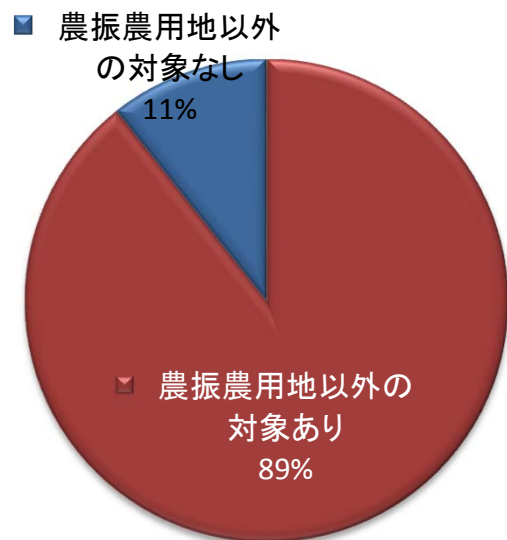
1. 対象組織・対象農用地

(4) 対象農用地

- 本制度の交付金の算定対象の農用地は、農振農用地としているが、農地維持支払については、多面的機能の発揮の観点から対象農用地とすることが特に必要な農用地を都道府県知事が定めることができることとなっている。
- 都道府県の89%は、農振農用地以外の農用地も農地維持支払の交付金の算定対象としている。
- 一方、本制度に取り組んでいる市町村のうち、農振農用地以外の農用地を交付対象にしている市町村は23%(326市町村)であった。主に、農振農用地と一体的な取組が必要な農用地を対象としている。

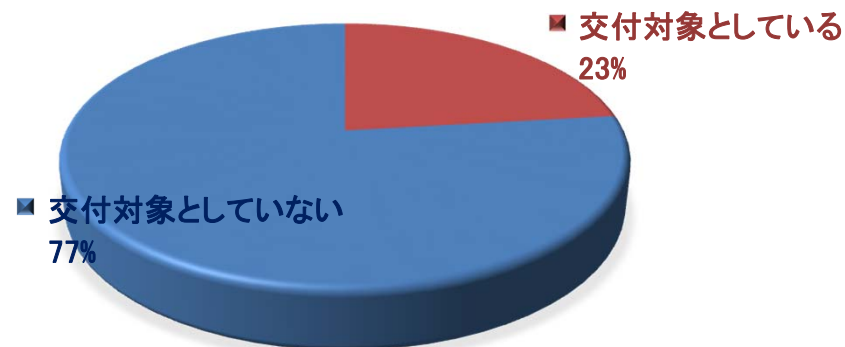
① 都道府県要綱基本方針に定められた対象農用地

N=47都道府県



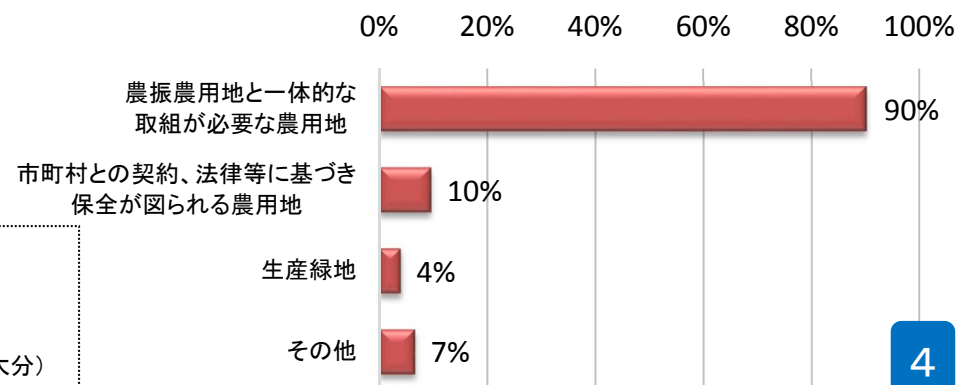
② 市町村における農振農用地以外の農用地の取り扱い

N=1,404市町村



③ 農振農用地以外で交付対象としての農用地

N=326市町村



※ 農振農用地以外を算定対象にする場合の主な特記事項

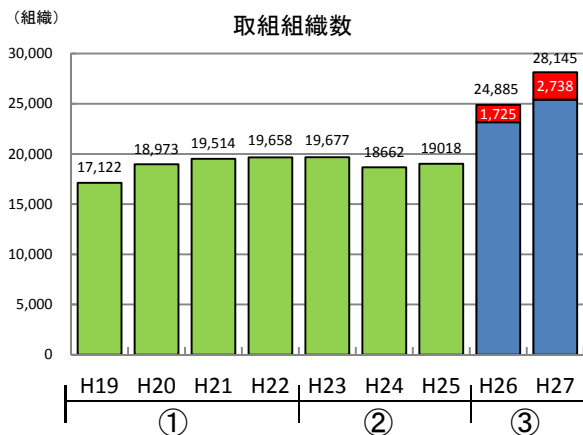
- 活動期間内は転用がないことを農用地所有者に確認している農用地(岩手)
- 条例に基づき指定した農空間保全地域内の農地(大阪)
- 農振白地で活動を実施する場合は、農振農用地に移行するよう努めるものとする(熊本)
- 農振農用地以外で実施する場合、活動組織は市町村長に誓約書を提出することとする(大分)

1. 対象組織・対象農用地

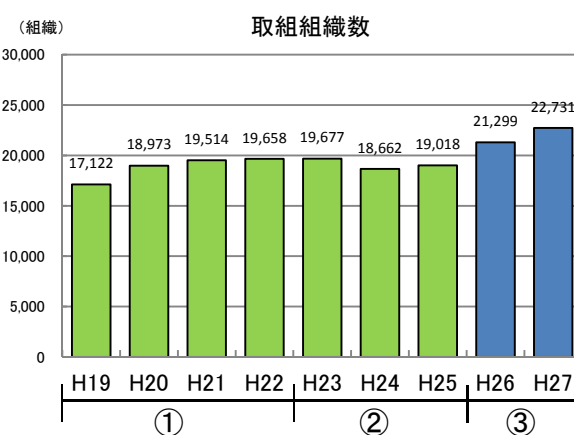
(5) 活動組織数及び取組面積の推移

- 平成27年度において、農地維持支払では全国で約28千組織が約218万haの農用地において取り組んでいる。農地・水保全管理支払交付金に比べ、約9千組織、約70万haの増となっている。
- また、農業者のみの活動組織は、全国で2千7百組織、約10万haの農用地において取り組んでいる。

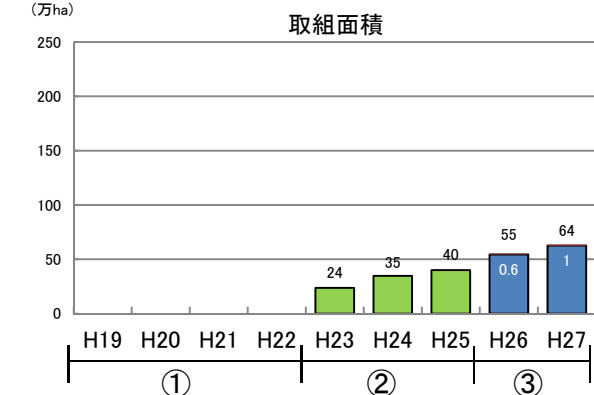
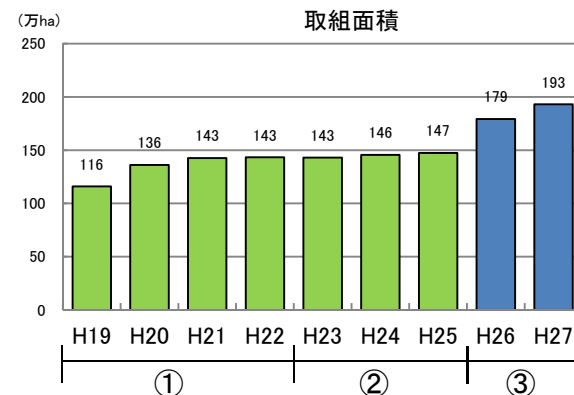
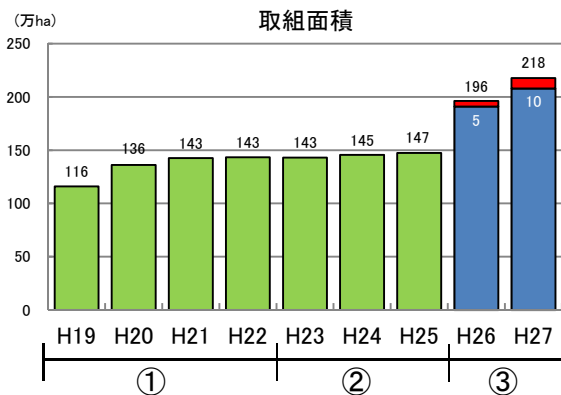
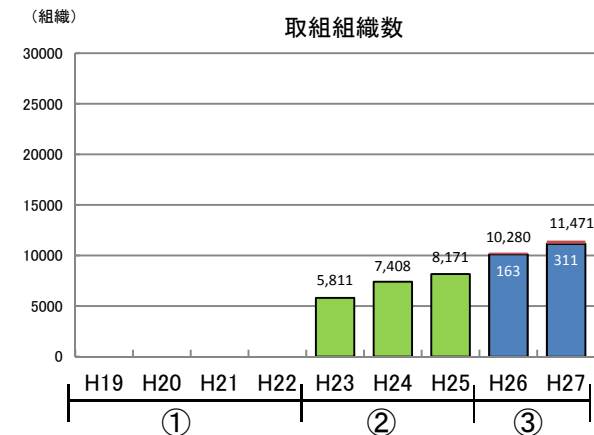
農地維持支払の取組状況
(H19～H25農地・水支払(共同活動))



資源向上支払(共同活動)の取組状況
(H19～H25農地・水支払(共同活動))



資源向上支払(長寿命化)の取組状況
(H23～H25農地・水支払(向上活動))



※①農地・水・環境保全向上対策 ②農地・水保全管理支払交付金 ③多面的機能支払交付金

■ 農業者のみの組織

2. 支援の要件等

(1) 地域活動指針に基づく支援の要件の考え方

- 本制度については、支援の対象となる活動の項目を列挙した国の活動指針を基に、都道府県が独自の活動項目や要件を加えた「地域活動指針」を定め、これに基づき一定水準以上の活動を行うことを要件としている。
 - 具体的には、
 - ① 農地維持支払の地域資源の基礎的な保全活動は活動項目をすべて実施すること、地域資源の適切な保全管理のための推進活動については、1項目以上を実施すること、
 - ② 資源向上支払の地域資源の質的向上を図る共同活動は、施設の軽微な補修に加え、農村環境保全活動や多面的機能の増進を図る活動から一定項目以上の実施すること、
 - ③ 資源向上支払の施設の長寿命化のための活動は、一定項目以上を実施すること、
- を要件としている。



2. 支援の要件等

(2) 地方裁量による活動項目及び要件の追加

- 農地維持支払の地域資源の基礎的な保全活動においては、41都道県で活動項目を追加。例えば、農用地や農道では「融雪、積雪被害対策」、水路やため池では「配水操作」、「安全施設の適正管理」等が追加されている。
- また、資源向上支払の地域資源の質的向上を図る共同活動においては、施設の軽微な補修では27都道府県、農村環境保全活動では24道県、多面的機能の増進を図る活動で12道県が活動項目を追加。例えば、施設の軽微な補修では「安全施設の補修等」、「農用地進入路の補修・再構築」等が追加されている。

活動指針の活動項目等追加

N=47都道府県

農地維持支払の主な追加項目

区分	施設	取組	都道府県
実践活動	農用地	融雪、積雪被害対策	7 青森、岩手、秋田、山形、福島、新潟、富山
		鳥獣害防護柵等の適正管理	5 千葉、鳥取、島根、長崎、宮崎
		防風ネット等の適正管理	4 長野、静岡、岐阜、宮崎
		農用地の除れき	2 山梨、愛媛
		異常気象前の見回り、応急措置	2 岡山、沖縄
		農用地進入路の適正管理	2 鳥取、宮崎
		野ソ駆除	2 宮城、秋田
	水路	配水操作	20 福島、群馬、埼玉、東京、神奈川、山梨、長野、新潟、石川、愛知、岡山、徳島、香川、愛媛、福岡、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島
		安全施設の適正管理	9 岩手、東京、長野、鳥取、岡山、徳島、香川、長崎、沖縄
		融雪、積雪被害対策	4 岩手、福島、新潟、富山
		異常気象時の施設操作	2 長野、宮崎
		異常気象前の見回り、応急措置	2 岡山、沖縄
		融雪、積雪被害対策	7 青森、岩手、宮城、山形、新潟、富山、宮崎
		安全施設の適正管理	4 鳥取、岡山、徳島、長崎
		異常気象前の見回り、応急措置	2 岡山、沖縄
	ため池	配水操作	17 北海道、福島、群馬、埼玉、東京、神奈川、山梨、長野、石川、愛知、香川、福岡、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島
		安全施設の適正管理	11 岩手、東京、長野、奈良、和歌山、鳥取、岡山、徳島、香川、長崎、沖縄
		異常気象前の見回り、応急措置	2 岡山、沖縄

資源向上支払(施設の軽微な補修)の主な追加項目

区分	施設	追加活動項目	都道府県
施設の軽微な補修	農用地	農用地進入路の補修・再構築	5 富山、鳥取、島根、宮崎、鹿児島
		牧柵等の補修・設置	3 鳥取、島根、熊本
		防風ネット等の補修・設置	3 長野、静岡、宮崎
		暗渠施設の補修	3 青森、秋田、島根
	水路	鳥獣害防護柵等の補修・設置	2 長崎、熊本
		安全施設の補修等	14 青森、岩手、宮城、福島、東京、長野、新潟、鳥取、島根、徳島、愛媛、宮崎、鹿児島、沖縄
		配水操作	2 京都、島根
		農道	4 鳥取、島根、徳島、宮崎
	ため池	安全施設の補修等	16 青森、岩手、宮城、福島、東京、長野、新潟、奈良、鳥取、島根、徳島、香川、愛媛、宮崎、鹿児島、沖縄

2. 支援の要件等

(2) 地方裁量による活動項目及び要件の追加

○ また、資源向上支払の施設の長寿命化のための活動においては、41都道府県で活動項目を追加。例えば、農用地では「暗渠排水等の補修・更新等」、「給水施設等の補修・更新等」、水路では「取水施設の補修・更新等」、「水路法面の補修」等、農道では「橋梁の補修・更新」等、ため池では「ため池の浚渫」等が追加されている。

活動指針の活動項目の追加

N=47都道府県

資源向上支払(施設の長寿命化)の主な追加項目

区分	施設	追加活動項目	都道府県
施設の長寿命化	農用地	暗渠排水等の補修・更新等	29 岩手、宮城、山形、栃木、群馬、埼玉、東京、神奈川、山梨、長野、静岡、富山、福井、岐阜、愛知、三重、京都、兵庫、奈良、和歌山、鳥取、島根、山口、高知、佐賀、長崎、熊本、鹿児島、沖縄
		給水施設等の補修・更新等	24 北海道、山形、栃木、群馬、埼玉、東京、山梨、長野、富山、福井、愛知、京都、和歌山、鳥取、島根、岡山、山口、香川、愛媛、高知、長崎、熊本、鹿児島、沖縄
		鳥獣害対策施設の補修・更新等	10 群馬、山梨、長野、京都、兵庫、鳥取、山口、長崎、熊本、沖縄
		客土	6 山梨、京都、鳥取、島根、鹿児島、沖縄
		畦畔の除去等	5 群馬、山梨、福井、京都、兵庫
		農用地法面の補修	4 山梨、愛知、熊本、沖縄
		防風ネット等の補修・更新	4 静岡、長崎、熊本、沖縄
		進入路の補修・更新等	4 熊本、沖縄、鳥取、島根
		法面の管理用小段設置	2 兵庫、島根
		牧柵の補修	2 島根、沖縄
	水路	取水施設の補修・更新等	19 山形、福島、栃木、神奈川、長野、静岡、新潟、石川、岐阜、三重、京都、兵庫、島根、山口、長崎、熊本、宮崎、鹿児島、沖縄
		水路法面の補修	16 群馬、埼玉、東京、長野、新潟、富山、石川、岐阜、愛知、京都、佐賀、長崎、熊本、大分、鹿児島、沖縄
		水路蓋の補修・設置・更新	12 群馬、長野、新潟、石川、岐阜、鳥取、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島、沖縄
		空気弁・仕切弁等の補修・更新	12 長野、福井、岐阜、愛知、三重、鳥取、島根、香川、愛媛、長崎、宮崎、沖縄

区分	施設	取組	都道府県
施設の長寿命化	水路	ゲート、ポンプ、バルブ等の補修・更新	7 静岡、新潟、兵庫、和歌山、鳥取、宮崎、鹿児島
		水路等の浚渫	6 愛知、山口、愛媛、大分、熊本、沖縄
		素掘水路等からコンクリート水路等への更新	6 茨城、新潟、愛知、和歌山、鳥取、島根
		貯水槽等の補修・更新	6 群馬、静岡、三重、和歌山、長崎、沖縄
		集水枡、分水枡の設置・更新	4 群馬、長野、三重、宮崎
		用排水機場の補修	4 愛知、三重、岡山、沖縄
		維持管理施設の補修・更新等	3 岐阜、山口、愛媛
		環境配慮型施設の補修・設置	3 群馬、滋賀、沖縄
		沈砂池等の補修・設置	3 群馬、鹿児島、沖縄
		管理用地の舗装	2 群馬、静岡
	農道	橋梁の補修・更新	6 京都、兵庫、島根、山口、熊本、沖縄
		軌道・索道の補修・更新	3 静岡、和歌山、愛媛
		道路側溝等の設置	3 宮崎、鹿児島、沖縄
	ため池	ため池の浚渫	23 山形、福島、栃木、群馬、山梨、静岡、愛知、三重、京都、兵庫、和歌山、島根、岡山、山口、徳島、香川、愛媛、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島、沖縄
		維持管理施設の補修・更新等	2 岡山、愛媛
		洪水吐の更新	2 長野、山口
		堤体の補修・更新	2 島根、山口

2. 支援の要件等

(2) 地方裁量による活動項目及び要件の追加

- 農地維持支払においては、8県で活動要件の追加が行われている。例えば、「異常気象時の対応」として、十分に安全を確認した上で実施する等が追加されている。
- また、資源向上支払の農村環境保全活動においては、5県で設定されている。例えば、「生態系保全の活動は必須とする」、「水質保全活動を原則選択する」等が追加されている。

活動指針の活動要件の追加

N=47都道府県

農地維持支払の主な追加要件

区分	追加活動要件
実践活動	「配水操作」(追加活動項目)については、必要に応じて実施することができるものとする(長野、愛知)。
	「異常気象時の対応」について、十分に安全を確認した上で、見回り及び必要に応じて応急措置を実施する(長野、宮崎)。
	「異常気象時の対応」は、異常気象等が収まった後、十分に安全を確認した上で必要に応じて実施する。なお、台風等が予見された場合も同様の取組を実施することができる(岡山)。
	「機械除草部分の拡大」(追加活動項目)は、農地維持支払の取組のみを行う場合に必須とし、生態系に配慮した取組として毎年度実施する(栃木)。
	活動計画に位置付けた農業用施設周りの安全施設について、転落防止柵などの保守管理の徹底等、施設の適正管理に必要な取組を実施する(岡山)。
	活動計画に位置付けたゲート等の付帯施設について、保守管理の徹底等、施設の適正管理に必要な取組を実施する(香川)。
	農道(草地においては牧道を含む)の枝払いもしくは野焼きを毎年度実施する(熊本)。
	草地においては、長期化した遊休草地等の野焼き・草刈り等を適正に行い、放牧又は耕作可能な状態に草地を保全管理することとし、草地及び草地化を図る場合においては、管理者との協議を経た必要最小限の雑木の伐採等により草地の林地化防止等、草地の適切な管理を行うこと(熊本)。

農村環境保全活動の主な追加要件

区分	追加活動要件
実践活動	生態系保全の活動は必須とする(栃木)
	生態系保全と水質保全を必須の活動項目とする(滋賀)
	水田貯留機能増進活動は、市町長が効果があると認める一団の農用地を対象とすること(滋賀)
	地域資源の活用・資源循環のための活動は、発電施設の維持管理を対象組織が実施していること。また、発電による収益が、地域農業に係る経費や、本制度の対象となる活動経費等に充てられる等、全て地域に還元されていること(兵庫)
	水質保全活動を原則選択することとし、活動期間中に必ず1回以上は実施する(沖縄)

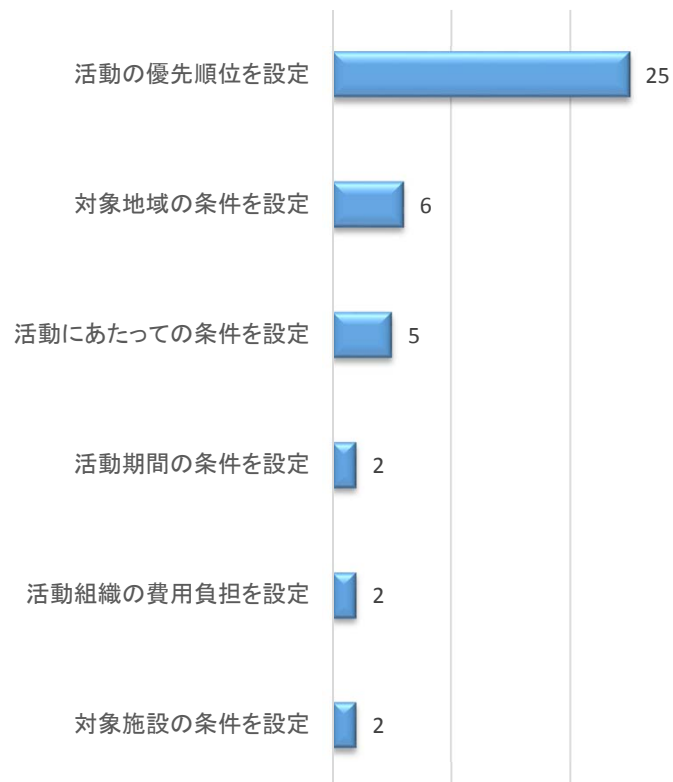
2. 支援の要件等

(2) 地方裁量による活動項目及び要件の追加

○ 資源向上支払の施設の長寿命化のための活動において、31道府県が特記事項を追加。例えば、活動の優先順位、対象地域の条件、活動に当たっての条件などを設定。

都道府県の長寿命化に係る要件等の追加

N=47都道府県



活動の優先順位を設定

- ・ 農地に係る施設・活動については、水路・農道等の施設の長寿命化のための活動を行ったうえで、交付金の範囲の中で対象活動とすることができる など

対象地域の条件を設定

- ・ 農業農村整備事業を実施あるいは予定していないこと
- ・ 整備後30年を経過した地区で最も劣化の進行しているC判定の用水路の割合の高い地区を優先する など

活動に当たっての条件を設定

- ・ 直営施工を基本とすること
- ・ 活動の実施に当たっては、農村環境や景観への配慮に努めること など

活動期間の条件を設定

- ・ 活動期間は5年間を原則とするが、状況に応じてそれ以下にすることができる など

活動組織の費用負担を設定

- ・ 対象組織の負担が活動経費の3分の1以上となること など

対象施設の条件を設定

- ・ 施設の更新については、耐用年数を超過した施設に限る など

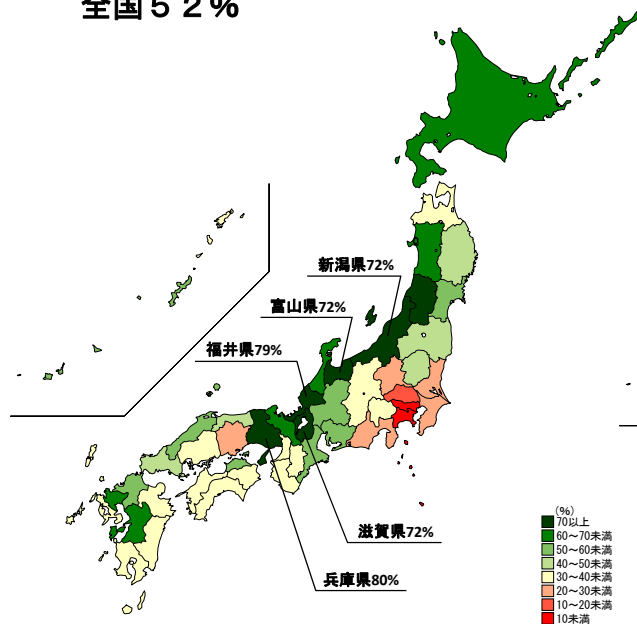
2. 支援の要件等

(3) 活動別の取組状況

- 平成27年度における取組状況をカバー率※でみると、農地維持支払の全国カバー率は52%、都道府県別では、兵庫県が80%で最も高く、次いで福井県が79%、新潟県、富山県及び滋賀県が72%となっている。
- 資源向上支払(共同活動)の全国カバー率は46%となっており、都道府県別では、兵庫県が79%で最も高く、次いで福井県が77%、滋賀県が70%となっている。
- 資源向上支払(長寿命化)の全国カバー率は15%となっており、都道府県別では、京都府が62%で最も高く、次いで兵庫県60%、福井県56%となっている。

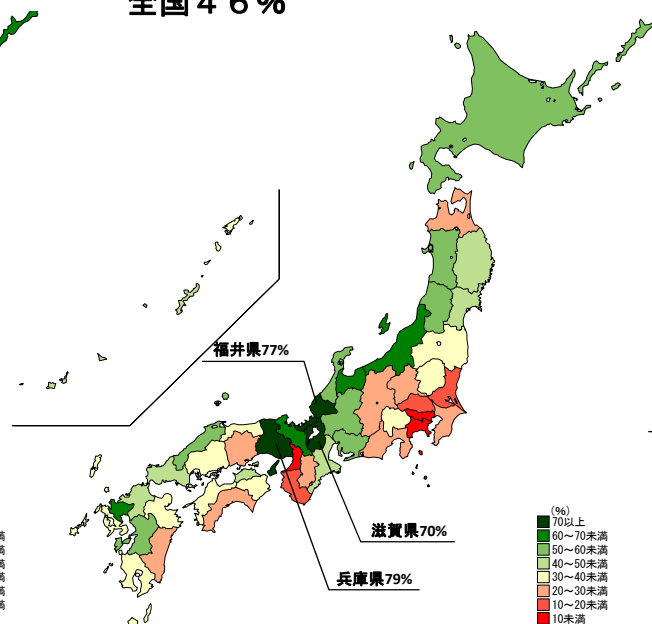
農地維持支払

全国 52%



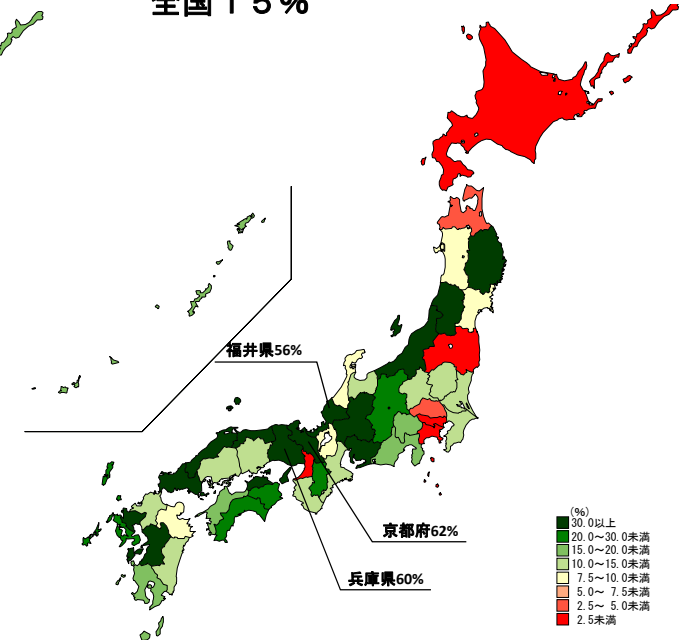
資源向上支払(共同活動)

全国 46%



資源向上支払(長寿命化)

全国 15%



※ カバー率:対象農用地面積に対する取組面積の比率

2. 支援の要件等

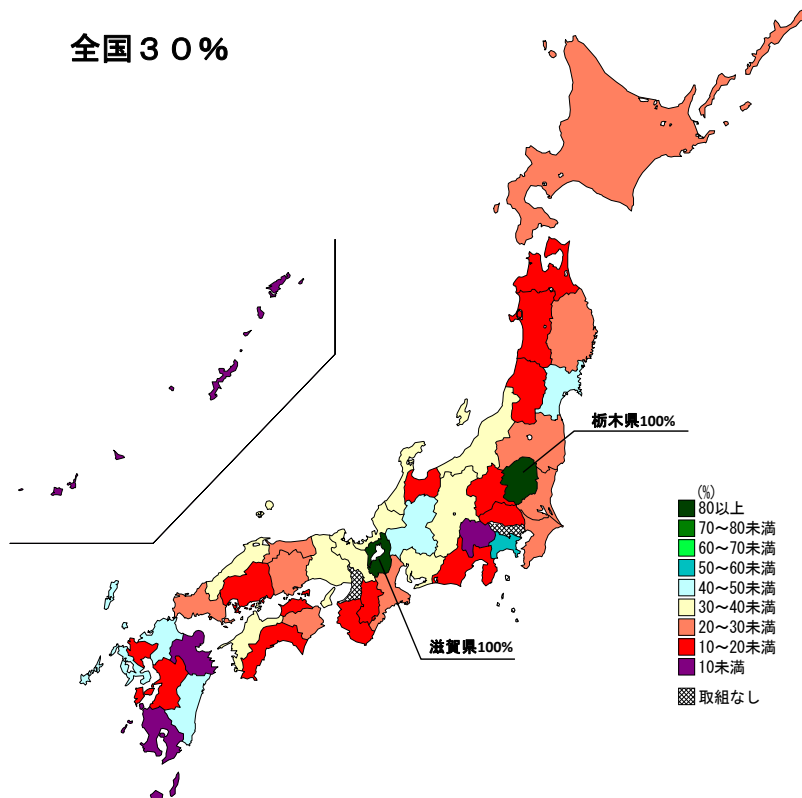
(3) 活動別の取組状況

- 平成27年度に資源向上支払(共同活動)の農村環境保全活動に取り組んだ活動組織のうち、「生態系保全」(6,840組織)の活動を実施した割合は30%である。都道府県別では、滋賀県及び栃木県が100%となっている。
- また、「水質保全」(4,595組織)の活動を実施した割合は20%である、都道府県別では、滋賀県が100%、沖縄県が80%※となっている。
- 栃木県、滋賀県においては、上記活動を必須項目としており、活動割合が100%となっている。一方、他の都道府県においては、必須項目となっていないことから、地域によって取組割合に差がある。

※ 沖縄県については、「水質保全」に関して、計画策定及び実践活動における活動要件として「活動期間中に必ず実施若しくは1回以上は実施すること」としている。

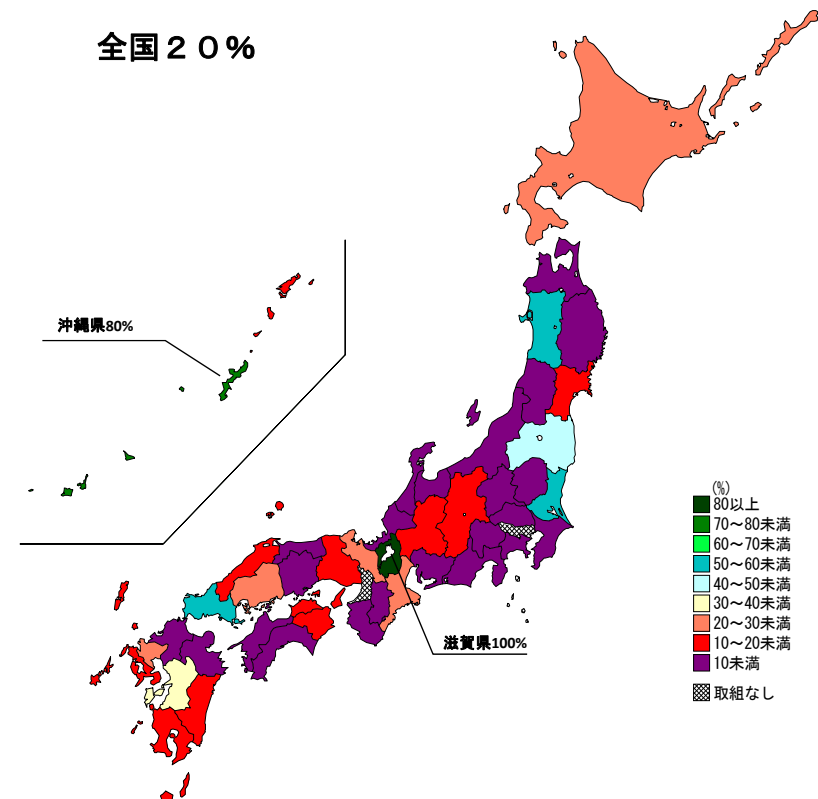
生態系保全取組割合(資源向上取組ベース)

全国 30%



水質保全取組割合(資源向上取組ベース)

全国 20%



3. 支援水準

(1) 支援単価の設定の考え方

- 支援単価は、農地・水保全管理支払交付金と同様に共同活動の実績（作業時間、人数、費用等）の整理・分析を行い、農地を維持するための水路の草刈りや泥上げ等の地域資源の基礎的な保全活動の活動量を、地目別（田、畑、草地）、地域別（都道府県、北海道）に求めて、面積当たり単価を設定。
- 本制度は、国・地方・農業者等に利益が及ぶものであることから、農地・水保全管理支払交付金と同様に、国・地方・農業者等が同等の役割分担をすることとし（国：地方：農業者等＝１：１：１）、国と地方を合わせた交付単価を設定。
- また、都道府県は、国の示す交付単価を超えない範囲で交付単価を設定することができる。都道府県のうち30%は、農地維持支払の交付単価について、独自の単価設定をしている。

国が示す交付単価 (円/10a)

都道府県	①農地維持支払	②資源向上支払 (共同活動※1, 2, 3)	①と②に取り組む 場合	③資源向上支払 (長寿化※4※5)	①、②及び③に取り組 む場合※6
田	3,000	2,400	5,400	4,400	9,200
畑※7	2,000	1,440	3,440	2,000	5,080
草地	250	240	490	400	830
北海道	①	②※1, 2, 3	①+②	③※4※5	①+②+③※6
田	2,300	1,920	4,220	3,400	7,140
畑※7	1,000	480	1,480	600	1,960
草地	130	120	250	400	620

※1：農地・水・環境保全向上対策及び農地・水保全管理支払の取組を5年間以上継続している農用地については、単価は0.75を乗じた額となる。

※2：②の資源向上支払(共同活動)は、①の農地維持支払と併せて取り組むことが基本。

※3：多面的機能の増進を図る活動に取り組めない場合は、単価は5/6を乗じた額となる。

※4：水路や農道などの施設の補修や更新を実施。

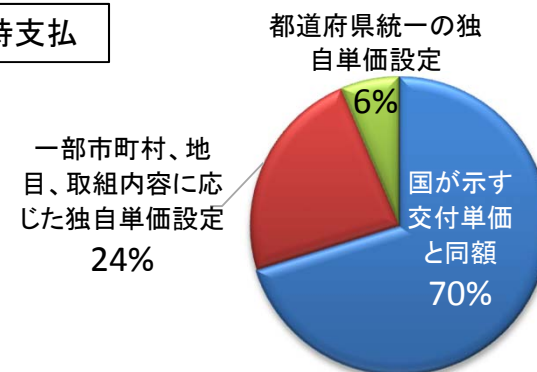
※5：本単価は交付上限額で、広域活動組織の規模を満たさず、かつ直営施工を実施しない場合は、単価は5/6を乗じた額となる。

※6：②及び③と一緒に取り組む場合は、②の単価は0.75を乗じた額となる。従って、①、②及び③と一緒に取り組む場合、都道府県・田では合計で9,200円/10aとなる。

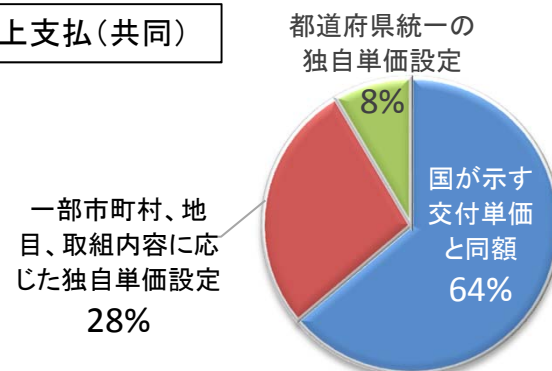
※7：畑には樹園地を含む。

地方独自の交付単価設定

農地維持支払



資源向上支払(共同)



3. 支援水準

(2) 支援単価と活動の実績について

- 平成28年度に381地区※1を対象として実施した調査では、10a当たりの活動時間(施設の長寿命化のための活動を除く)は、都府県の田が主である場合は、5.8時間、畑で3.0時間であり、それぞれ単価設定時に想定した基準活動時間以上となっている。
- また、委託費分を時間換算し加算した場合、田が主である場合は、6.4時間、畑で3.5時間となっている。

①活動時間の実績

ア. 都府県の田※2

5.8 hr/10a
農家等の活動時間

>

4.7 hr/10a
単価設定時の基準活動時間

イ. 都府県の畑※3

3.0 hr/10a
農家等の活動時間

=

3.0 hr/10a
単価設定時の基準活動時間

都府県の田※2の場合

- ・総活動時間に対する労働賃金換算
 $5.8 \text{ hr}/10a \times 1,435 \text{ 円/hr} = 8,323 \text{ 円}/10a$
- ・有償労働
 $5,400 \text{ 円}/10a \times 0.40 = 2,160 \text{ 円}/10a$
 (交付金の費目別割合のうち、都府県の田が主な活動組織の「活動参加者に対する手当」が約40%)
- ・無償労働
 $8,323 \text{ 円}/10a - 2,160 \text{ 円}/10a = 6,163 \text{ 円}/10a$

②活動時間の実績(委託費分を時間換算して加算)

ア. 都府県の田※2

6.4 hr/10a
農家等の活動時間

>

4.7 hr/10a
単価設定時の基準活動時間

イ. 都府県の畑※3

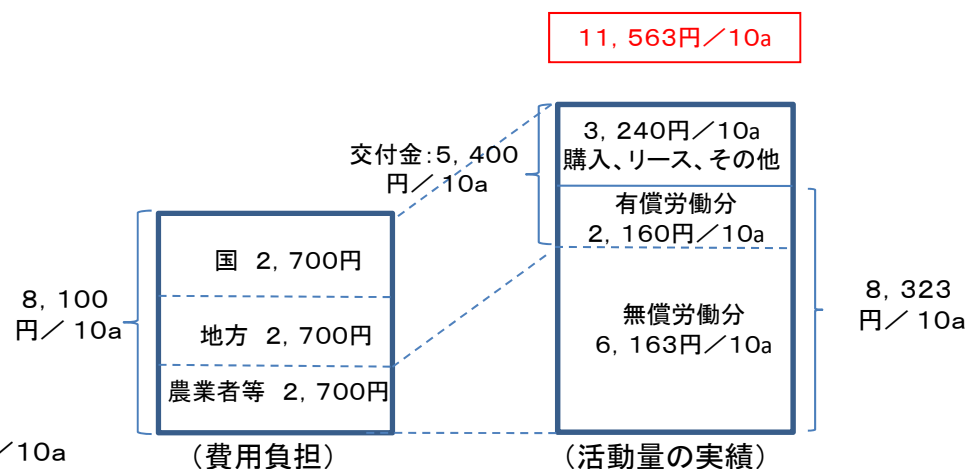
3.5 hr/10a
農家等の活動時間

>

3.0 hr/10a
単価設定時の基準活動時間

・委託労働

$5,400 \text{ 円}/10a \times 0.20 \div 1,435 \text{ 円/hr} = 0.75 \text{ hr}/10a$
 (交付金の費目別割合のうち、都府県の田が主な組織の「委託費」が約20%)



※1: 平成27年度に多面的機能支払交付金に取り組んだ28,691組織(活動の重複を除く組織数)を母数として、統計分析における標本調査法の手法を用いて算出した分析に必要な調査標本数。

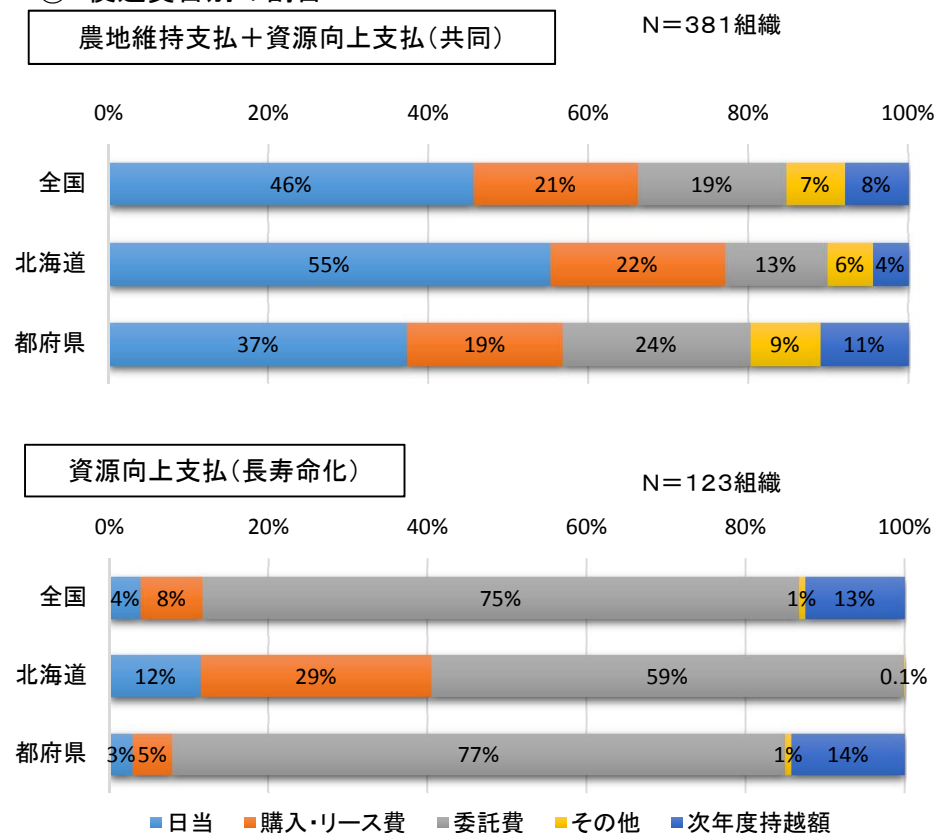
※2: 田が主な活動組織の実績 ※3: 畑が主な活動組織の実績

3. 支援水準

(3) 交付金の使途

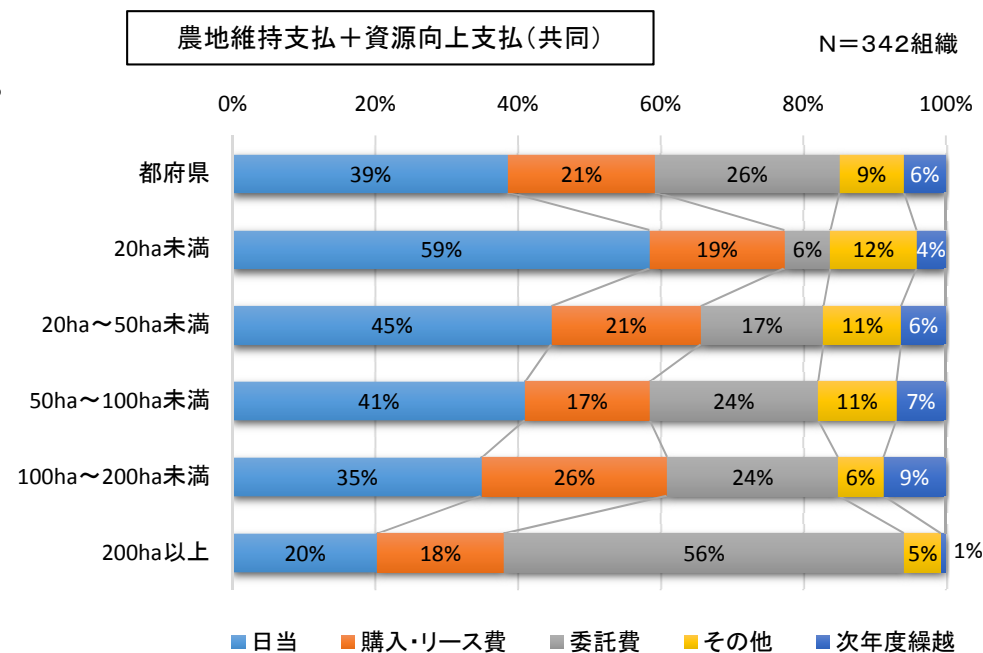
- 平成28年度に381地区を対象として実施した調査結果では、農地維持支払及び資源向上支払（共同）の交付金の使途については、「参加者に対する手当」が46%、「購入・リース費」が21%、「委託費」が19%などとなっている。
- そのうち、都府県について面積規模別にみると、規模が大きくなるほど「委託費」の割合が高く、規模が小さいほど「参加者に対する日当」の割合が高くなっている。
- また、資源向上支払（長寿命化）の交付金の使途については、「委託費」が北海道は59%、都府県が77%、「購入・リース費」がそれぞれ29%、5%となっている。

① 使途費目別の割合



注1) その他: 旅費、保険料、文具代、燃料代等
資料: 平成28年度抽出調査結果より作成

② 面積規模別の使途費目別割合の平均（都府県）



注1) その他: 旅費、保険料、文具代、燃料代等
資料: 平成28年度抽出調査結果より作成

4. 推進・実施体制

(1) 本対策の推進・実施体制について

- 本制度については、国、地方公共団体が綿密な連携をとりつつ推進しているが、地域の多様な体制を反映し、それぞれの地域が主体性・創造性を発揮しつつ実施するため、本制度を実施する地域において、都道府県、市町村、関係団体等多様な主体からなる推進組織を設置している。

